

中野市

一般廃棄物処理基本計画(案)

令和8年 月改定

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の考え方

- 1 計画の位置づけ 1
- 2 計画の期間 2
- 3 3Rについて 2
- 4 一般廃棄物について 3

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 中野市における廃棄物の現状

- 1 ごみの総排出量 5
- 2 ごみ、資源物の処理方法 7
- 3 種類別排出量 10
- 4 最終処分場の残余容量について 17
- 5 リサイクル率について 19
- 6 資源物処理費用の収支状況について 21

第2節 数値目標

- 1 人口の将来推計 22
- 2 廃棄物排出量の将来推計 22
- 3 数値目標設定について 26

第3節 目標達成に向けて

- 1 目標達成に向けた課題抽出 28
- 2 目標達成のための施策 29
- 3 協働と役割 30

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

- 1 対象地域 31
- 2 計画期間 31
- 3 基本的な方向 31

第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

- 1 生活排水の処理と現状 31
- 2 生活排水処理の目標 33

第3節 施策の内容

- 1 生活排水対策 34
- 2 処理体制 34
- 3 処理施設等の整備 34

第4節 計画のフォローアップと事後評価

- 1 計画のフォローアップ 34
- 2 事後評価及び計画の見直し 34

第1章 一般廃棄物処理基本計画の考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本市における一般廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、適正処分等について、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめるものです。

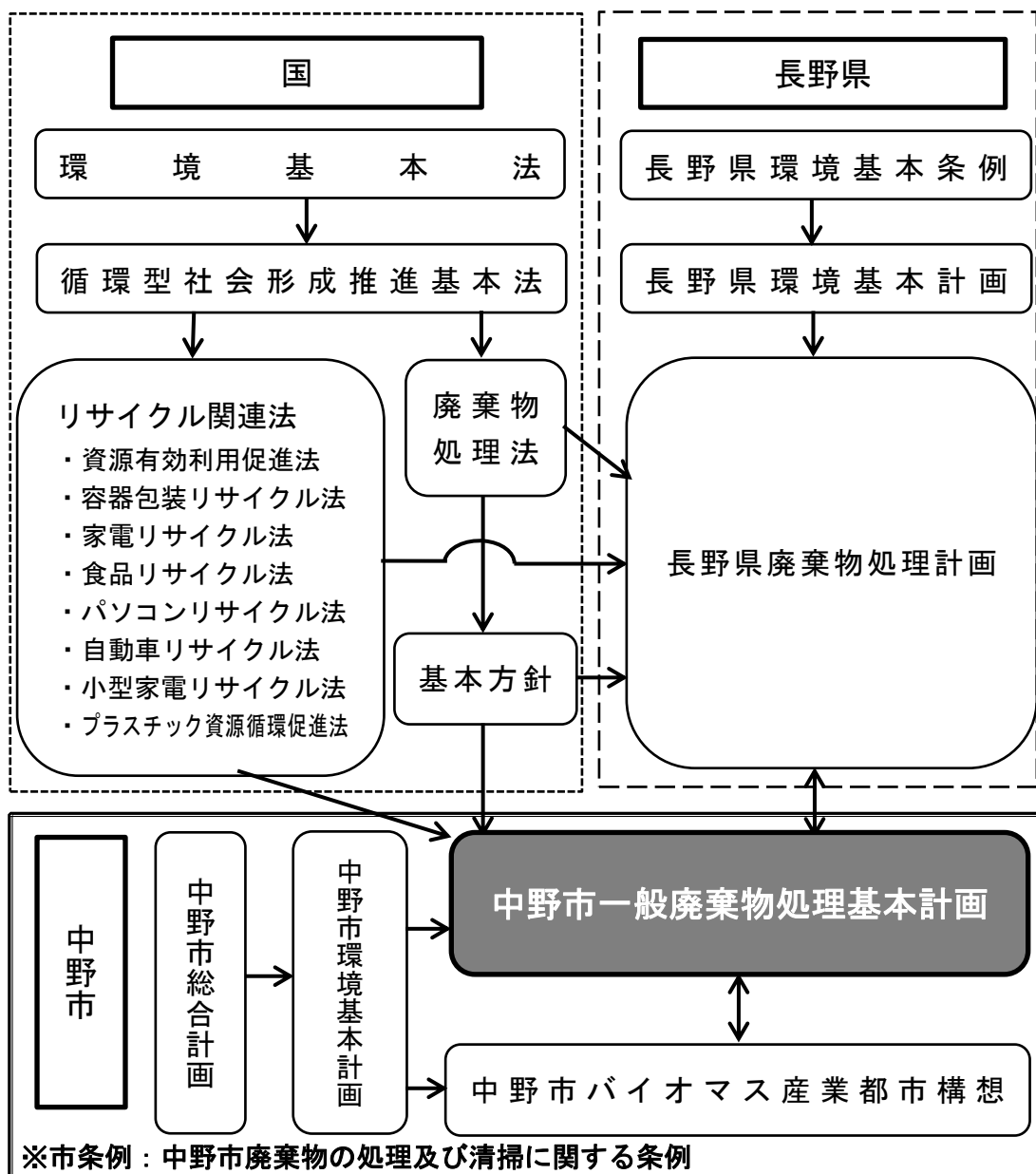


図 1-1 中野市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

2 計画の期間

本計画は目標年次を平成28年度から令和12年度までとし、5年ごとに見直しを含めて改定を行うものとします。

なお、計画に大きな変動がある場合はその都度検討し、見直しを行うこととしており、この度、前回の見直しから5年が経過することから、所要の見直しをすることとします。

3 3Rについて

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。

循環型社会形成推進基本法においては、1番にリデュース、2番にリユース、3番にリサイクルとして、その優先順位を定めています。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針においても、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向について定めており、3Rを効果的に実施し、ごみの減量・再資源化に取り組むことが重要です。

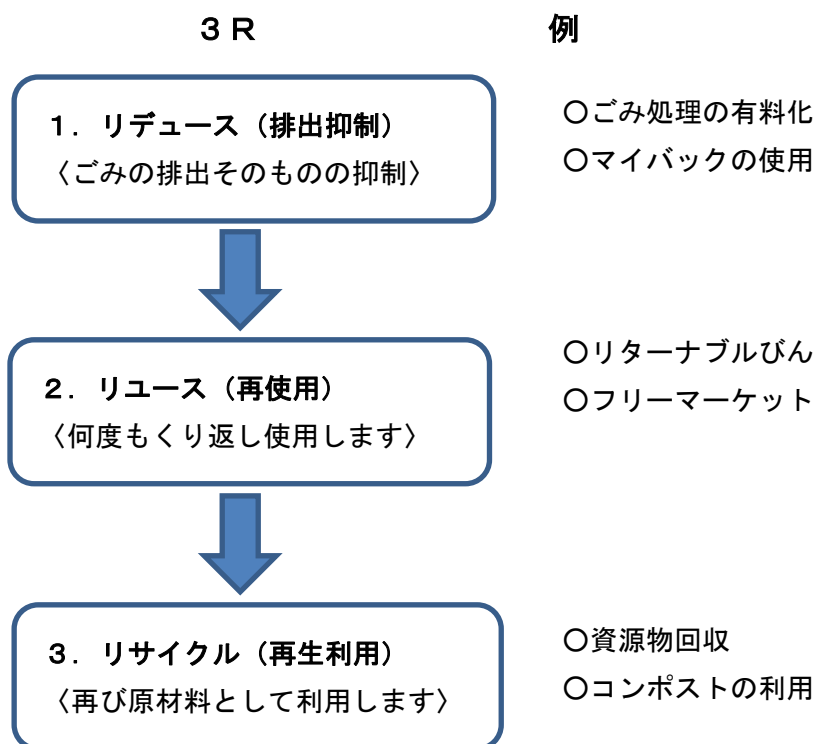


図 1-2 3Rの優先順位について

4 一般廃棄物について

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物（固体又は液体）をいいます。

該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

(2) 一般廃棄物とは

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理方法、処理責任者が異なります。

一般廃棄物とは、廃棄物処理法上「産業廃棄物以外の廃棄物」と規定され、その処理責任は市町村長が負うこととされています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物のことをいい、該当の有無は廃棄物の種類、発生した事業所の業種によって判断されます。また、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物（例 事業所から排出される紙くず等）といい、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。

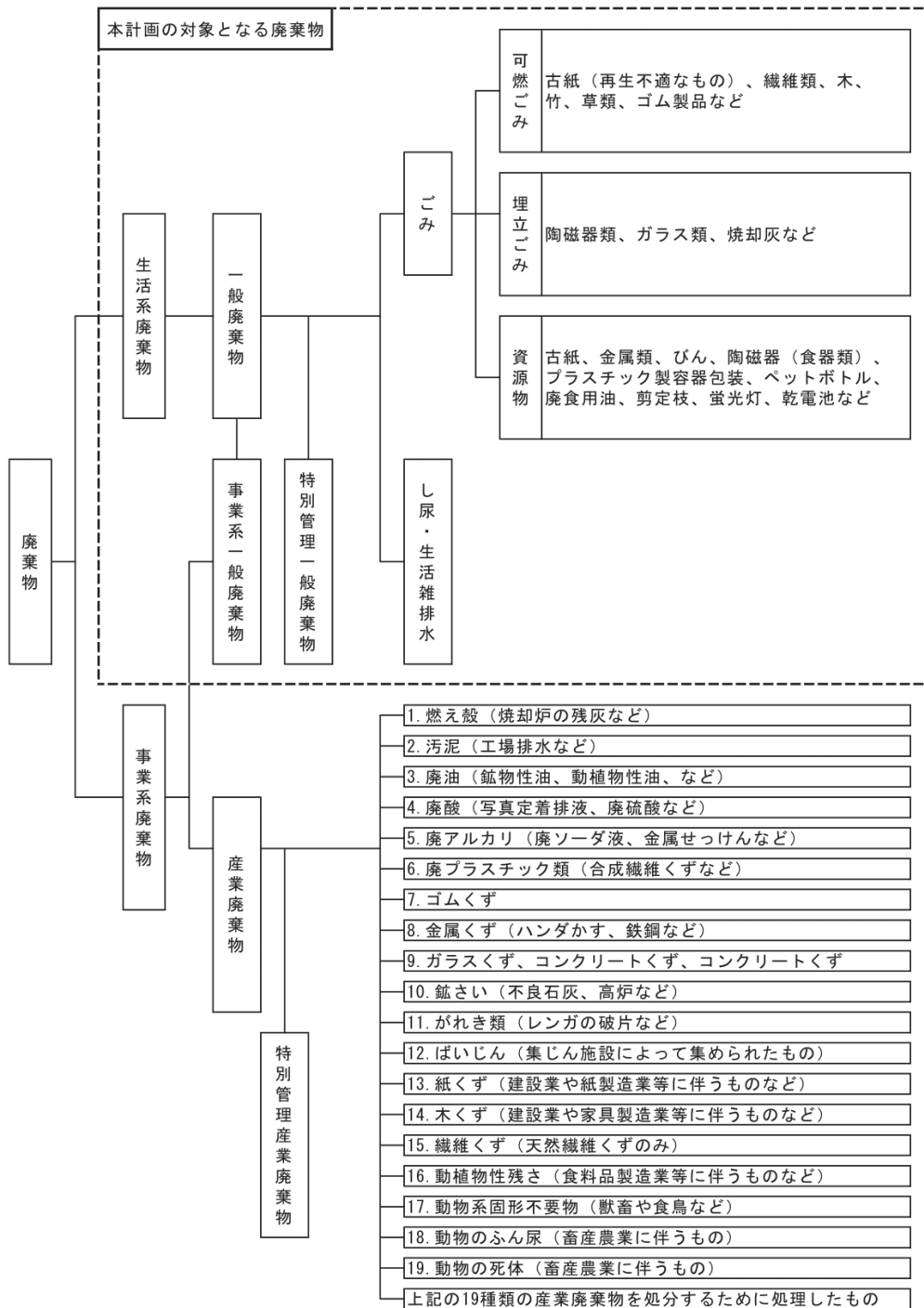


図 1-3 廃棄物の体系図について

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 中野市における廃棄物の現状

1 ごみの総排出量

当市における令和6年度の総排出量は11,160 t（資源物排出量を含む）となり、平成27年度以降の総排出量は人口減少の影響もあり、減少傾向にあります。（令和元年度は令和元年東日本台風の影響により増加）

令和5年度の市民1人1日当たりのごみ排出量については730 gであり、長野県の県民1人1日当たりの排出量770 g（令和5年度の環境省による一般廃棄物処理実態調査より）を下回っており、近年は減少傾向にあります。

また、令和6年度の資源物排出量については994 tであり、資源物以外のごみと同様に排出量は減少傾向にあります。

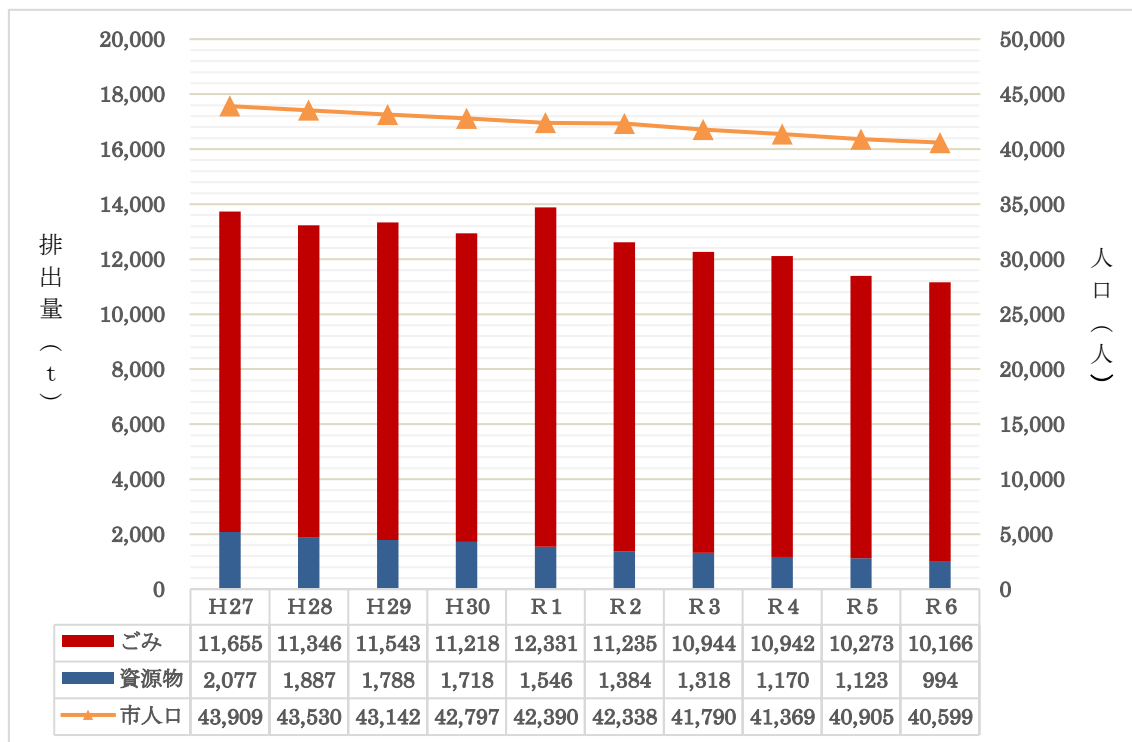


図2-1-1 総排出量及び人口の推移（資料：中野市の統計、一般廃棄物処理実態調査）

※ごみ：可燃ごみ、埋立ごみ

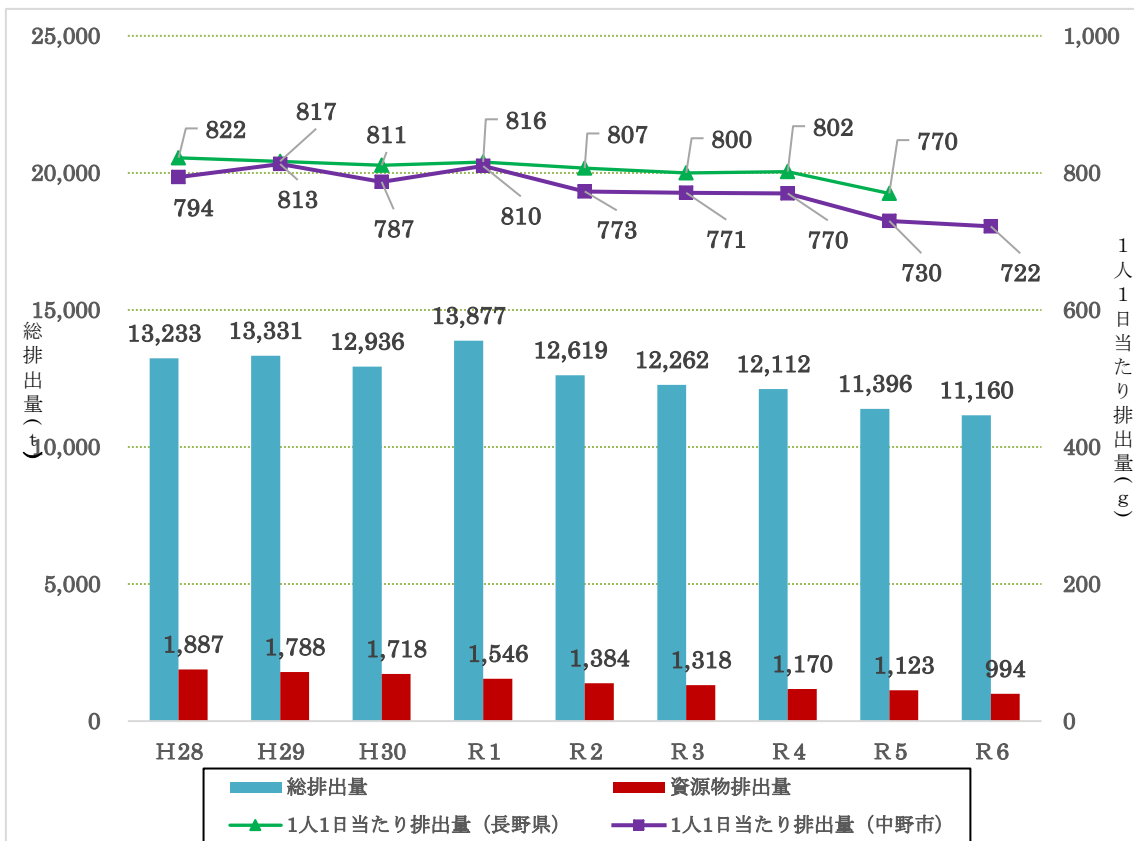


図2-1-2 総排出量及び資源物排出量の推移(資料:一般廃棄物実態調査)

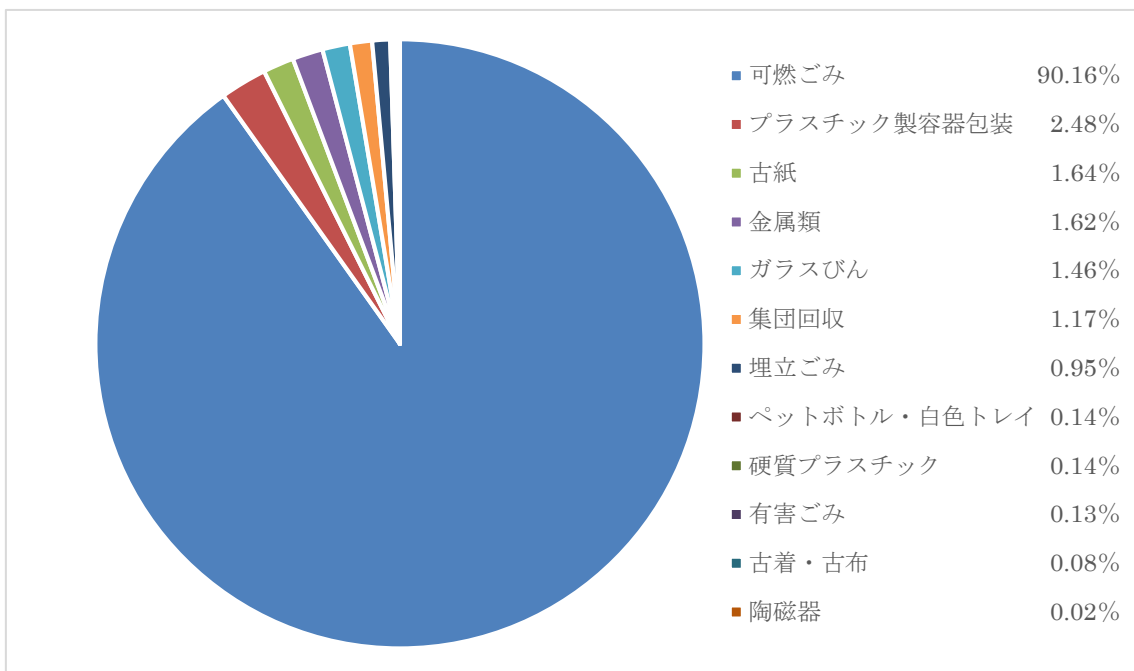


図2-1-3 令和6年度中野市ごみ種別排出量の内訳

2 ごみ、資源物の処理方法

(1) 収集方法について

家庭系ごみ（家庭から排出されるごみ）については、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、各地区のごみ集積所から行政収集を行っています。

事業系一般廃棄物（事業者から排出される一般廃棄物に該当するごみ）については、事務所等で排出される少量のごみに限り、市へ届出があれば集積所への排出を認めています。多量に排出される場合は中野市一般廃棄物処分業許可業者（以下「許可業者」という。）へ処分を依頼するか、ごみ処理施設へ自家搬入することとしています。

また、家庭系ごみでごみ集積所へ排出できない物については、東山クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者へ処分を依頼することとしています。

資源物の収集については、各地区公会堂などで月1回行っているほか、資源物日曜回収として市内スーパーマーケット（以下「スーパー」という。）等で月1回、第4日曜日（冬期休止）に回収を行っています。また別に資源物特別回収として浜津ヶ池公園駐車場において年2回、陶磁器及び自家用廃タイヤの回収を行っています。なお、庭木の剪定枝については、令和3年度からは回収を廃止し、希望者に対して小型樹木粉碎機の貸出を行っています。

表2-1-1 ごみ、資源物の各区分の収集方法について

区分	収集回数	収集方法	収集実施者	
可燃ごみ	週2回	別に定めるごみ収集計画により、ごみ集積所から収集	家庭ごみ収集運搬委託業者	
埋立ごみ	月1回			
空缶・金属	月2回			
プラスチック製容器包装	週1回			
白色トレイ	月1回	上記の回収方法と市内スーパー等で行う資源物日曜回収	収集・運搬委託業者	
紙パック				
びん	月2回	上記の回収方法と市内スーパー等で行う資源物日曜回収		
ペットボトル				
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌				
古着	月1回	市内スーパー等で行う資源物日曜回収		
廃食用油	月1回			
硬質プラスチック	月1回			
陶磁器	年2回	浜津ヶ池公園駐車場で行う資源物特別回収		
有害ごみ	年2回	市民大清掃日に区毎に回収		
粗大ごみ	随時	許可業者へ委託 直接搬入	北信保健衛生施設組合	
剪定枝	随時	※希望者に小型樹木粉碎機の貸出を行う	家庭ごみ収集運搬委託業者	
事業系可燃ごみ	随時	許可業者へ委託	一般廃棄物収集・運搬許可業者	
し尿	随時			
浄化槽汚泥	随時			
家庭雑排水汚泥	随時			

(2) 処分方法について

最終処分場での埋立処分を行っているごみは、可燃ごみの焼却によって生じる焼却灰と行政が収集した埋立ごみのみとしています。

金属類（金属製の粗大ごみを含む）、有害ごみ、白色トレイ、ペットボトル、びんなどについては、北信保健衛生施設組合が委託する業者または指定法人によって再資源化されています。

古着については収集した後、海外へ売却されリユースされています。

表2-1-2 ごみ、資源物の各区分ごとの処分方法について

区分	処分方法	最終処分方法	処分実施者
可燃ごみ	切断・焼却	埋立	北信保健衛生施設組合
埋立ごみ	埋立	埋立	
金属類	選別・圧縮・破砕	資源化	(公益) 日本容器包装リサイクル協会
プラスチック製容器包装	選別・圧縮・梱包		
白色トレイ			(公益) 日本容器包装リサイクル協会
紙パック			
びん			
ペットボトル			処分委託業者
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌			
古着	選別	海外へ売却	処分委託業者
廃食用油	原料化	資源化	
陶磁器	破砕		
硬質プラスチック	破砕		
有害ごみ	選別・焼却		
粗大ごみ			
事業系可燃ごみ	選別・切断・焼却	埋立	一般廃棄物処分業許可業者
し尿	脱水・堆肥化	堆肥化	市
浄化槽汚泥			市
家庭雑排水汚泥			民間業者

(3) ごみ処理費有料化、資源物収集品目について

当市では一般廃棄物の排出抑制を推進するため、平成19年10月から可燃ごみ及び埋立ごみの処理費用を有料化しました。

資源物の収集品目については、市内スーパー等で行っている資源物日曜回収を古紙、びん、ペットボトル、食用油、古着・古布の5品目の回収で平成20年度から開始しました。

また、平成21年度からバイオマスタウン構想の一環で剪定枝の回収を開始しましたが、現在では剪定枝については前述のとおり小型粉砕機の貸出に変更しました。

平成22年度からは資源物特別回収を開始し、陶磁器及び硬質プラスチックの回収を開始しました。硬質プラスチックについては、現在では資源物日曜回収の回収品目としています。

平成26年度からは、不燃性粗大ごみ（金属製の粗大ごみ、家電製品等）、古着・古布の回収品目を拡大しましたが、令和元年度から不燃性粗大ごみの回収品目を限定し、一部有料化しました。

令和3年度からは、有害ごみ回収時に従来販売店での回収としていたボタン電池、コイン電池及びモバイルバッテリーを含む小型充電式電池を回収しています。

令和8年度からは、充電式電池が取り外せない小型家電は有害ごみの回収対象とします。

表2-1-3 ごみ処理有料化からの資源物回収品目拡大の経過

平成19年10月	可燃ごみ・埋立ごみの処分費有料化 プラスチック製容器包装収集開始
平成20年5月	資源物の日曜回収開始 ・古紙（雑誌・雑紙・ダンボール・新聞紙） ・びん ・ペットボトル ・食用油 ・古着・古布
平成21年5月	剪定枝回収
平成22年4月	資源物の特別回収開始 ・剪定枝 ・陶磁器 ・硬質プラスチック
平成26年4月	古着・古布対象品目 増加
平成26年6月	不燃性粗大ごみ回収対象品目 増加
令和元年6月	不燃性粗大ごみ回収対象品目 減少・一部有料化
令和3年4月	剪定枝回収から小型樹木粉碎機貸出に変更
令和3年5月	有害ごみ回収対象品目 増加（ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池）
令和8年5月	有害ごみ回収対象品目 増加（充電式電池内蔵型小型家電）

3 種類別排出量

(1) 可燃ごみ・埋立ごみ

行政搬入可燃ごみ排出量については、令和元年東日本台風の影響により令和元年の排出量が大きく増加しましたが、人口減少や3Rへの取り組みが浸透してきたこともあり概ね減少傾向にあります。

直接搬入可燃ごみ排出量は、中野市内の事業所からごみの処分を委託された許可業者の搬入が主であり、その年によって増減はありますが、長期的にみますと排出量は減少しています。

埋立ごみ排出量については、最終処分場への直接搬入はなく、行政による搬入のみであり、こちらも近年は緩やかな減少傾向にあります。

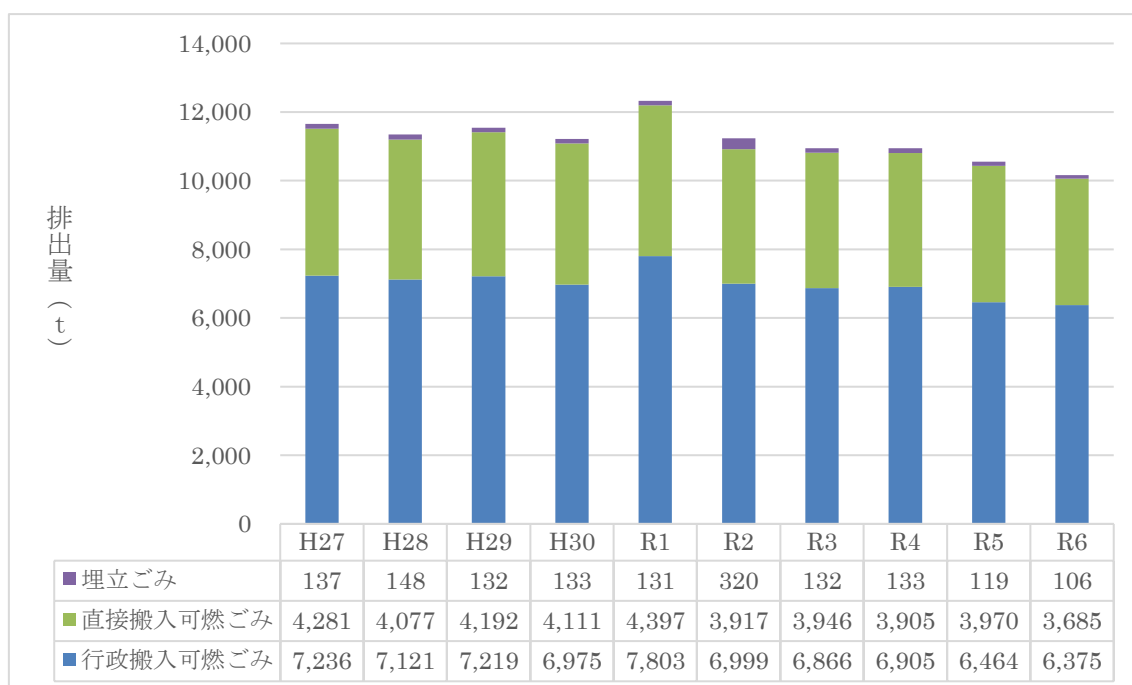


図2-1-4 可燃ごみ・埋立ごみ排出量の推移

(2) 金属類

金属類については、缶類の他に小型家電製品の回収も行政収集によって行っています。

また、不燃性粗大ごみ（金属製の粗大ごみ）は、東山クリーンセンターへ直接搬入（有料）も行えることとしていますが、年2回、2会場で市による回収を行っています。

市が行っている不燃性粗大ごみ回収については、ほぼ横ばいに推移していましたが、令和元年度に金属価格の下落の影響により家電等の回収品目の縮小と有料化を行った結果、排出量が大きく減少しています。

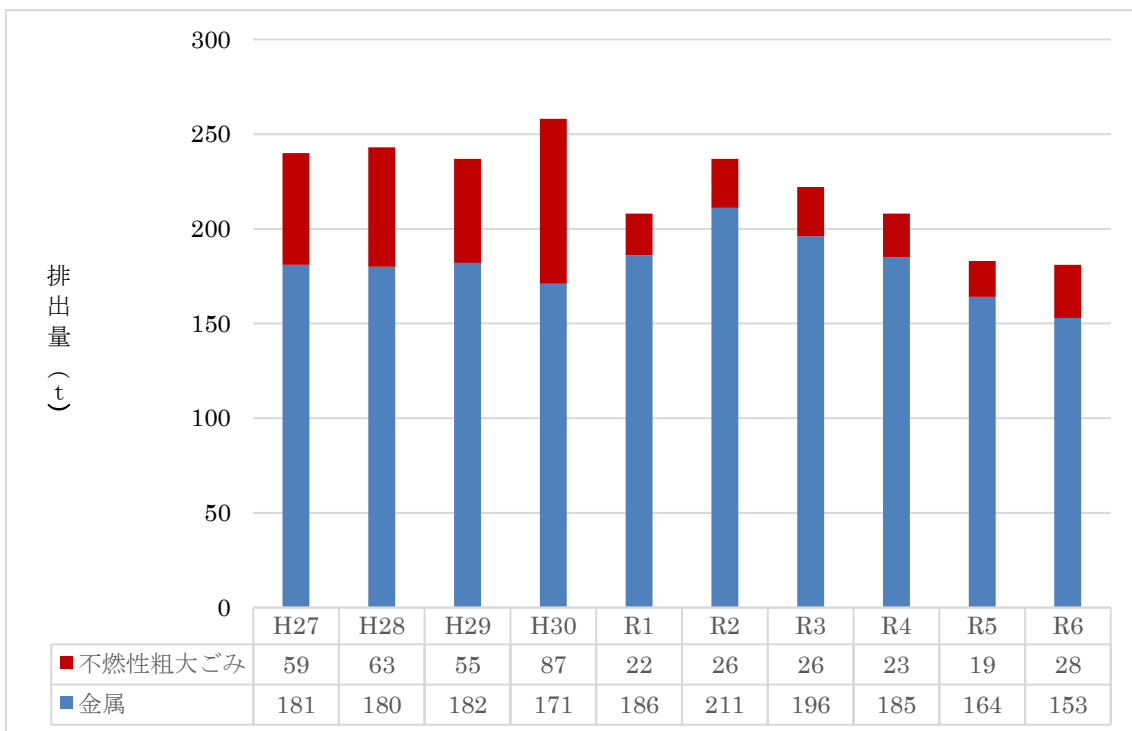


図2-1-5 金属・不燃性粗大ごみ排出量の推移

(3) プラスチック製容器包装

平成19年10月より収集を開始したプラスチック製容器包装は、公益財団法人「日本容器包装リサイクル協会」（以下「容リ協」という。）に再資源化処理を委託しており、容リ協の定める基準に従い回収及び中間処理を行っています。排出量は、回収開始時は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

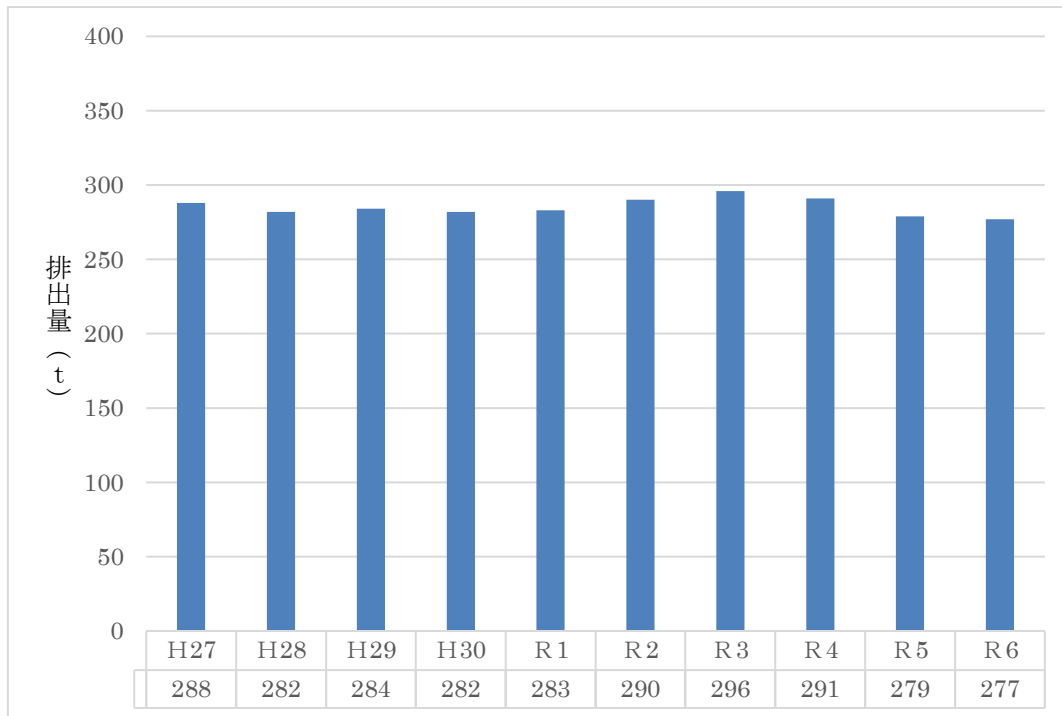


図2-1-6 プラスチック容器包装排出量の推移

(4) 古紙・びん・ペットボトル

- 古紙

ペーパーレス化や紙媒体の出版物の減少、スーパー、ホームセンターにおける店頭回収等の排出機会を増加した影響もあり、行政への排出量は年々大きく減少しています。

- ペットボトル

近年の排出量は緩やかな減少傾向にあり、古紙と同じく店頭回収等を利用する方が増えていると思われます。

- びん

びん容器の製造減少等の影響により排出量も緩やかな減少傾向にあります。

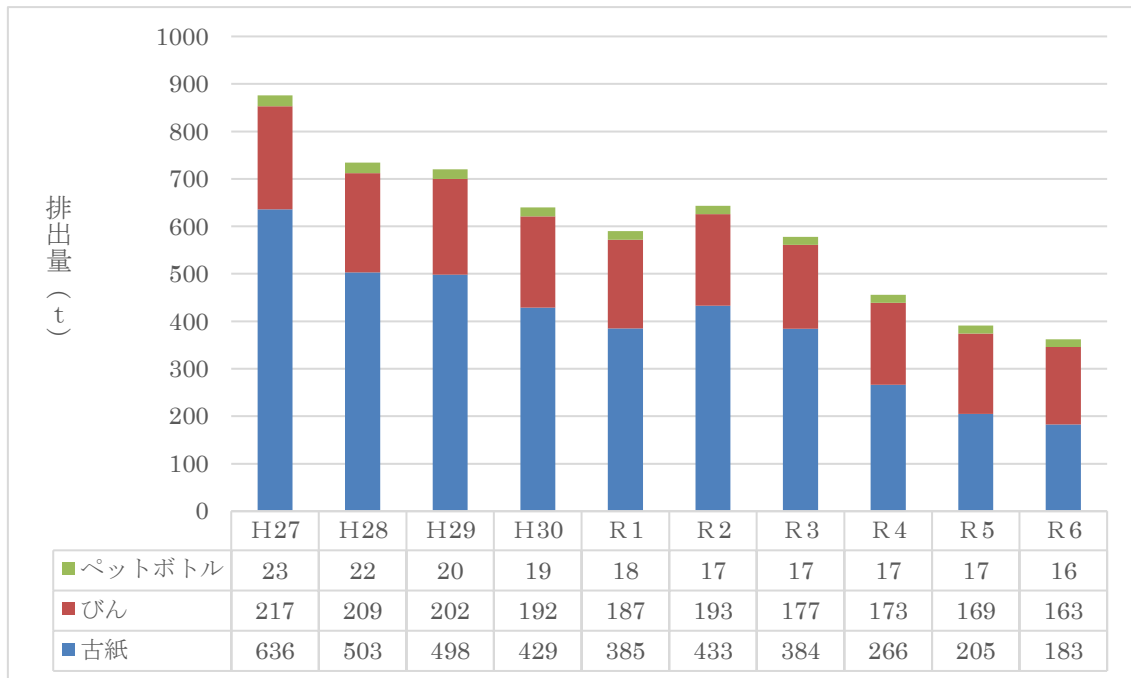


図2-1-7 古紙・びん・ペットボトル排出量の推移

(5) 資源物日曜回収

資源物日曜回収は平成20年から市内スーパー等の駐車場で実施を開始しました。

排出量については古紙が大幅に減少していますが、ペットボトルについてはほぼ横ばい、びん及び硬質プラスチックについては増加傾向となっています。

古着・古布については、令和3、4年度に排出量が増加しましたが、それ以外の年度では食用油と同様に減少傾向にあります。

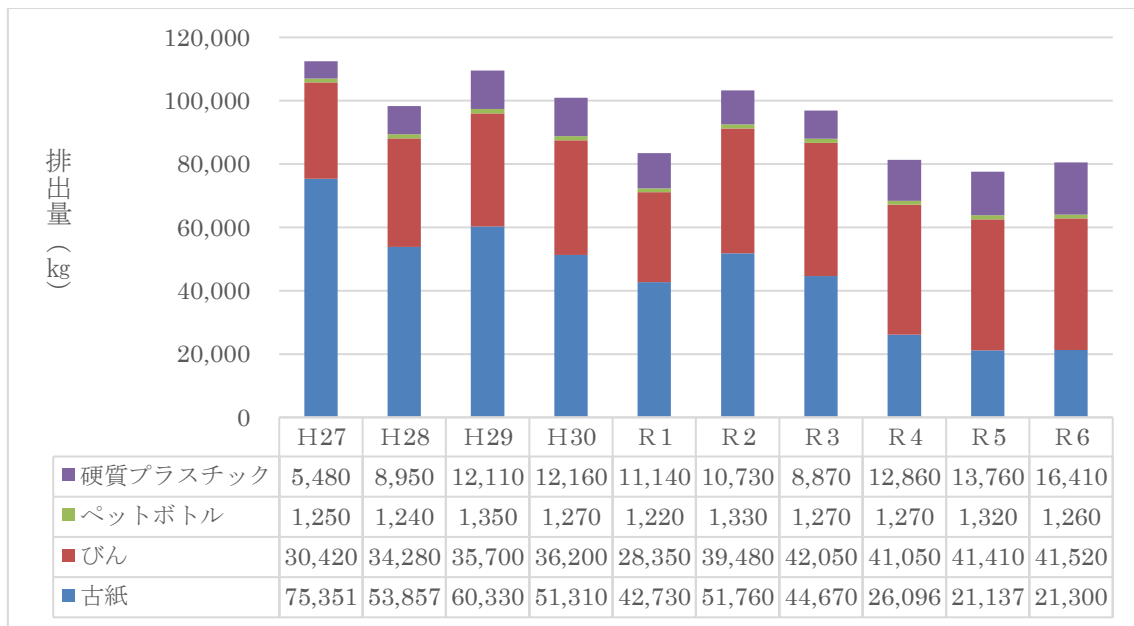


図2-1-8 日曜回収における古紙・びん・ペットボトル排出量の推移

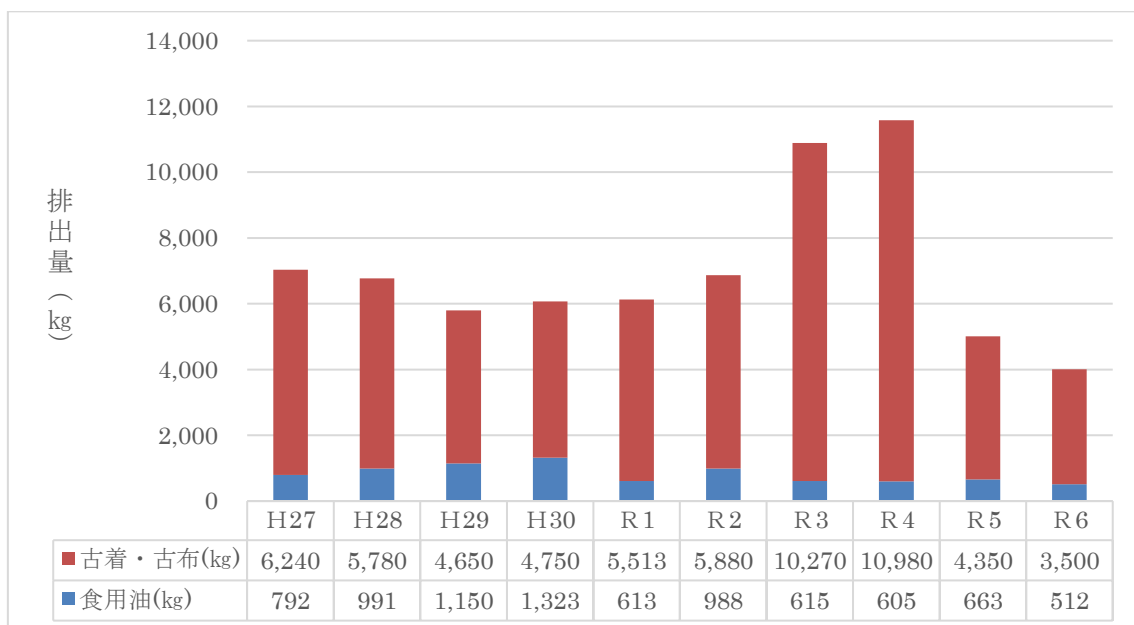


図2-1-9 食用油、古着・古布排出量の推移

(6) 資源物特別回収

・陶磁器

食器類のみを収集しており、排出量は年度ごとに増減がみられます。

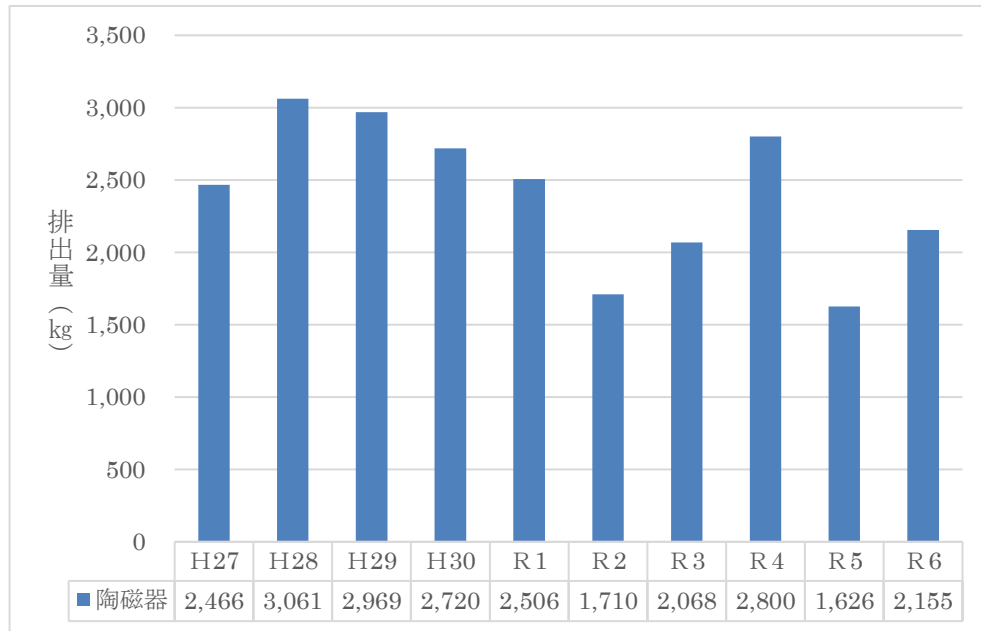


図2-1-10 資源物の特別回収品目別排出量の推移

(7) 有害ごみ

有害ごみについては、市民大清掃（年2回）時に各区で収集をし、東山クリーンセンターへ搬入を行っています。

蛍光灯の排出量は10年間で半分以下に減少しており。減少した要因としては、LEDタイプの長寿命の製品への置き換えが進んでいることが考えられます。

乾電池等の排出量は、ほぼ横ばいとなっています。

なお、令和3年度からは乾電池に加えボタン電池やモバイルバッテリーを含む小型充電式電池の回収も行っています。

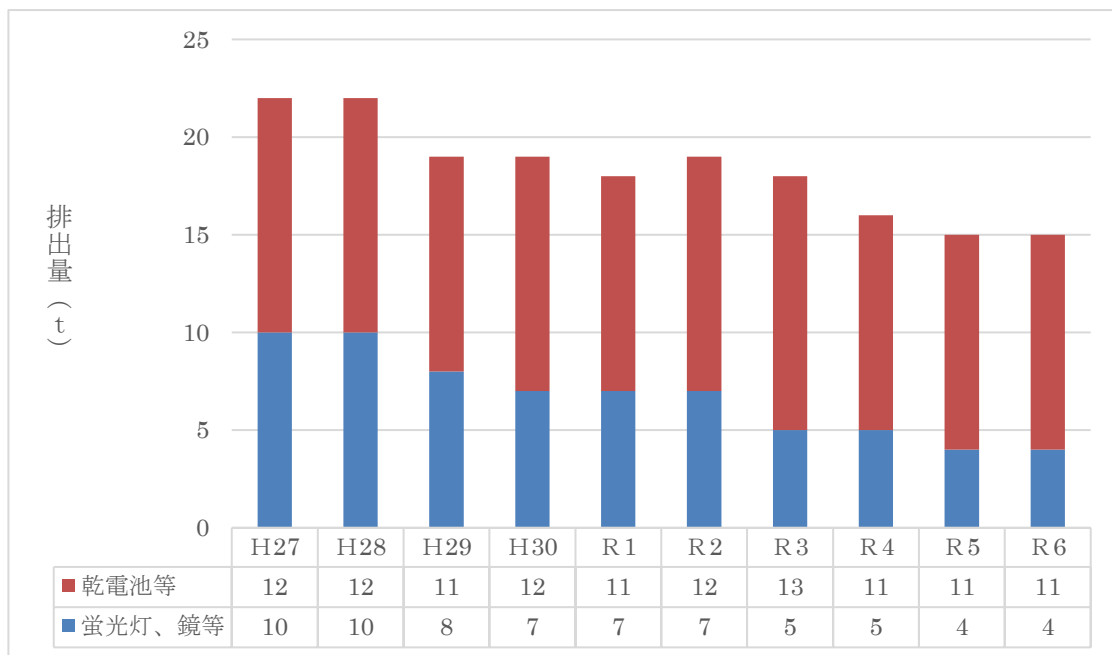


図2-1-11 有害ごみ品目別排出量の推移

4 最終処分場の残余容量について

(1) 可燃ごみ焼却灰及び直接埋立の搬入量

最終処分場に搬入される埋立ごみは、可燃ごみ焼却後の焼却灰と行政収集埋立ごみで構成されています。

また、焼却灰の一部はセメント原料として再資源化されています。

焼却灰の搬入量については、北信保健衛生施設組合の可燃ごみ処理量のうち当市の搬入した可燃ごみが占める割合から数値が算出されています。

可燃ごみの排出量が減少傾向にあるため、焼却灰の最終処分場への搬入量も同じく減少傾向にあります。（令和元、2年度は令和元年東日本台風の影響により増加）

直接埋立量は、行政収集埋立ごみの排出量を表しています。

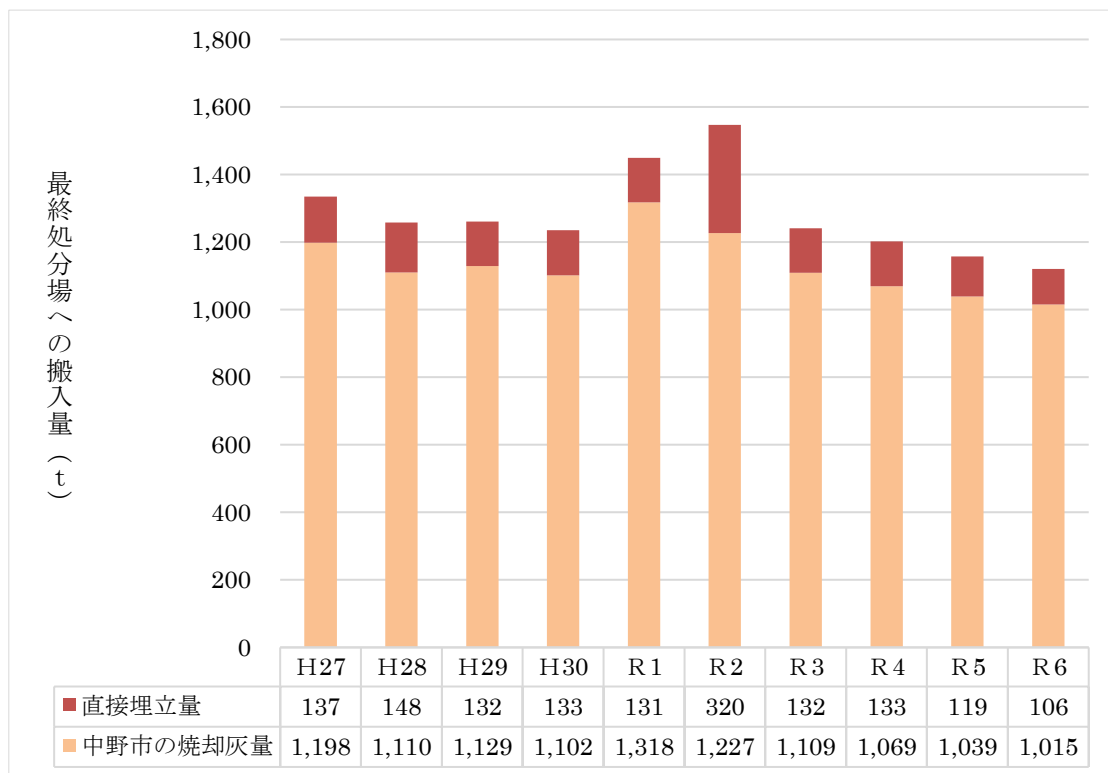


図2-1-12最終処分場への搬入量(重量算出)の推移

※中野市の焼却灰搬入量 = 終処分場への焼却灰搬入量×中野市の可燃ごみ搬入率

(2) 最終処分場の埋立完了時期について

最終処分場については、北信保健衛生施設組合により、毎年度ごと既存の埋立容量を実測しています。

令和6年度末の実測値は30,804 m^3 であり、計画埋立量の85,600 m^3 に対して、率にして36%埋立が完了しています。

また、過去の埋立量の実績から増加率を考慮し、今後の埋立量を推計したところ、本計画の目標設定年次である令和12年度には、累積埋立量は38,004 m^3 であり、率にして44%となることを見込まれます。

計画埋立容量 m^3				
85,600				
	残余容量 m^3	累積埋立量 m^3	埋立量 m^3	埋立量%
H28	63,442	22,158	1,310	26%
H29	62,175	23,425	1,267	27%
H30	61,084	24,516	1,091	29%
R1	59,961	25,639	1,123	30%
R2	58,852	26,748	1,109	31%
R3	57,875	27,725	977	32%
R4	55,919	29,681	1,956	35%
R5	55,640	29,960	279	35%
R6	54,796	30,804	844	36%
R12	47,596	38,004	—	44%

図2-1-13 最終処分場の残余容量における推計

5 リサイクル率について

リサイクル率とは、排出される廃棄物の総排出量に対して資源物が占める割合のことです。リサイクル率の推移は、重量の多くを占める古紙の回収量の減少により減少傾向にあり、令和6年度は8.9%となっています。

令和6年度の資源物の品目別重量割合では、プラスチック製容器包装が27.9%と一番多く、続いて古紙が18.4%と2番目に多くなっています。

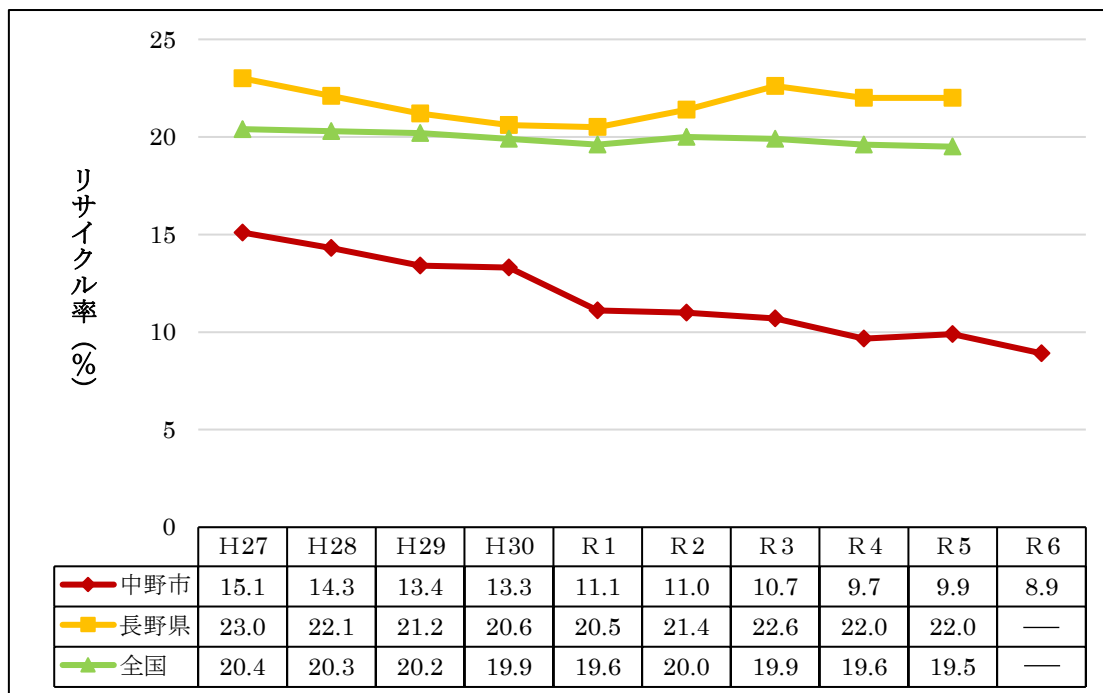


図2-1-14 リサイクル率の推移

$$\text{※ リサイクル率} = \frac{\text{資源物} + \text{集団回収}}{\text{総排出量}}$$

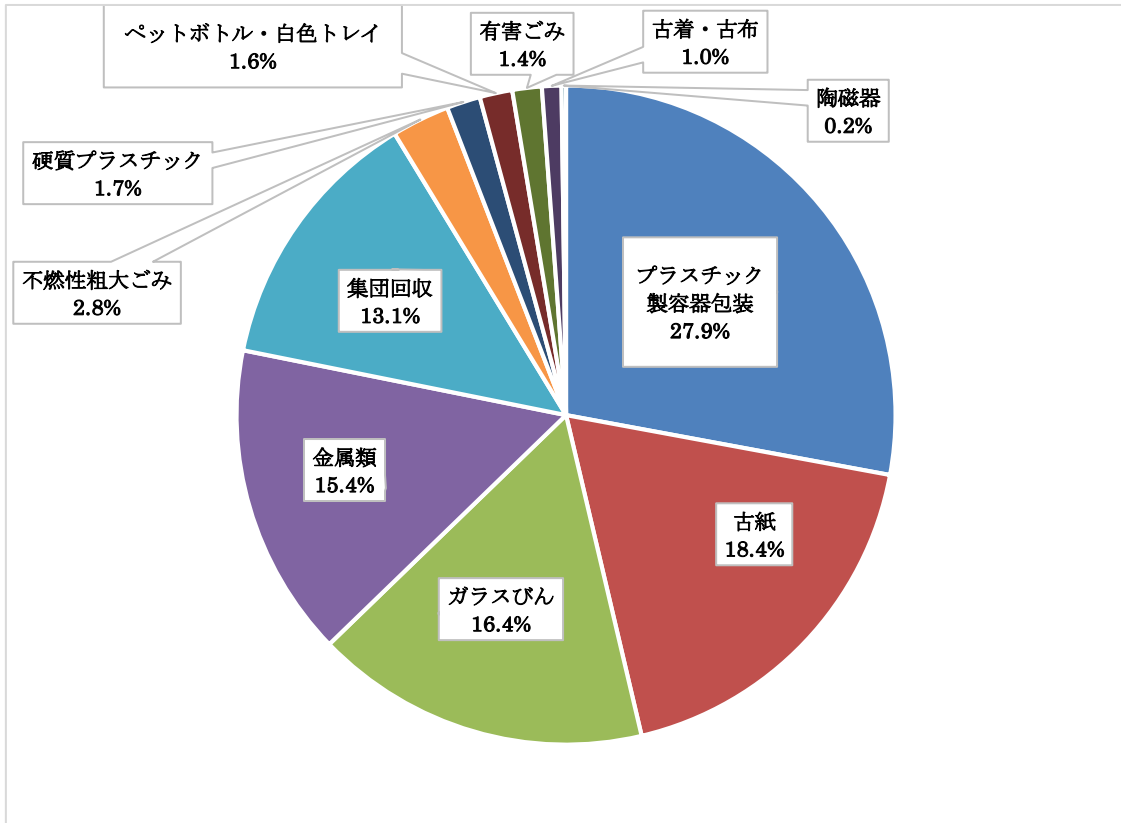


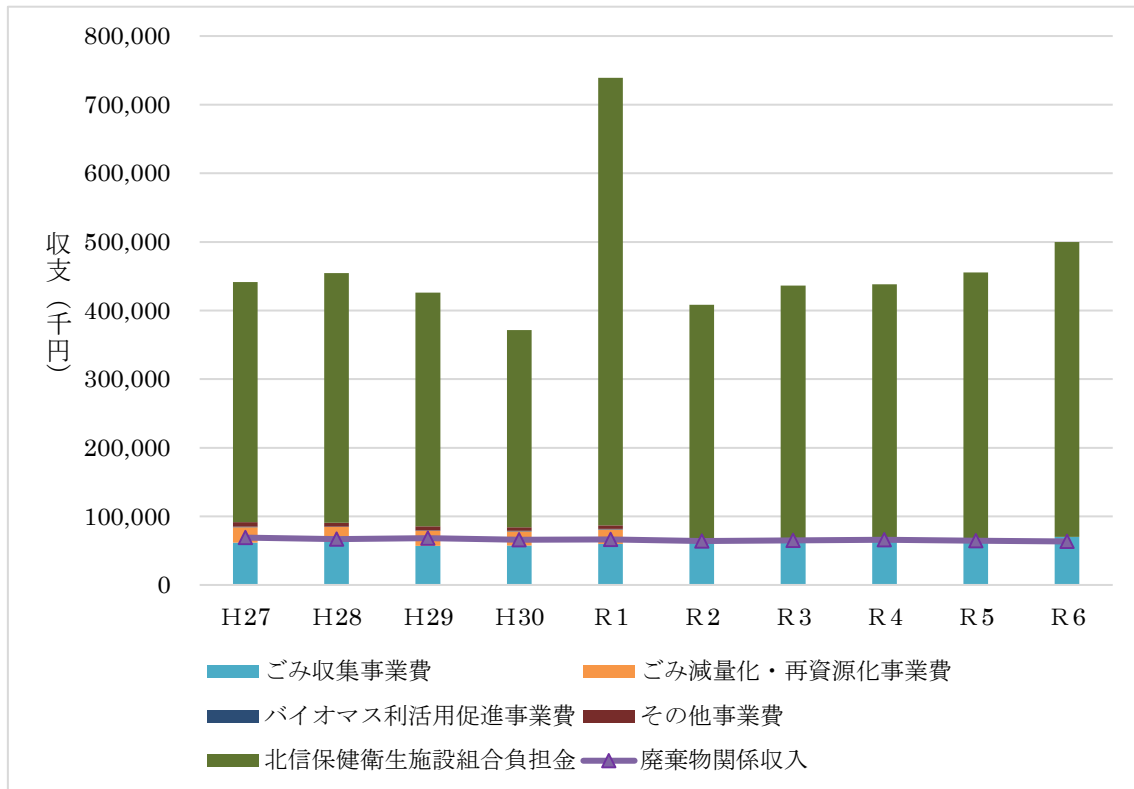
図2-1-15 令和6年度 資源物の重量割合

6 資源物処理費用の収支状況について

ごみ処理費の有料化に伴い、平成19年度から収入はごみ処理手数料費及び再資源化に伴う資源物の売却費で構成されています。

支出については、北信保健衛生施設組合へ支払う分担金やごみ収集に係る費用、資源物回収費用、再資源化処理費用等があります。

表2-1-4 ごみ処理有料化からのごみ処理における収支状況



単位：千円

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収 入	廃棄物関係収入	68,995	66,661	68,328	65,983	66,127	63,821	64,813	65,702	64,513	63,372
	一般廃棄物処理手数料	62,744	61,044	62,519	62,572	63,933	62,675	63,801	62,258	61,495	60,481
	資源物売却・再商品合理化拠出金等	6,251	5,617	5,809	3,411	2,194	1,146	1,012	3,444	3,018	2,891
支 出	廃棄物処理費用	441,347	454,613	426,102	371,262	738,927	439,908	468,431	469,080	489,321	535,681
	ごみ収集事業費	61,657	62,514	57,137	57,383	59,992	64,210	63,201	62,779	63,030	70,135
	ごみ減量化・再資源化事業費	22,496	22,055	21,882	20,811	20,883	23,058	23,972	24,142	26,898	28,606
	バイオマス利活用促進事業費	767	452	520	602	632	340	364	-	-	-
	其他事業費	6,473	5,800	5,717	5,484	5,445	8,359	7,970	6,587	6,981	7,490
	北信保健衛生施設組合負担金	349,954	363,792	340,846	286,982	651,975	343,941	372,924	375,572	392,412	429,450

第2節 数値目標

1 人口の将来推計

人口推計は中野市総合計画で使用している、国勢調査データからの推計を参考にしています。

実績値から人口は減少傾向であり、計画年次の令和12年度の推計値では38,377人まで減少することが予想されます。

また、データから世帯数については増加傾向にあり、令和6年度には16,310戸まで増加しています。

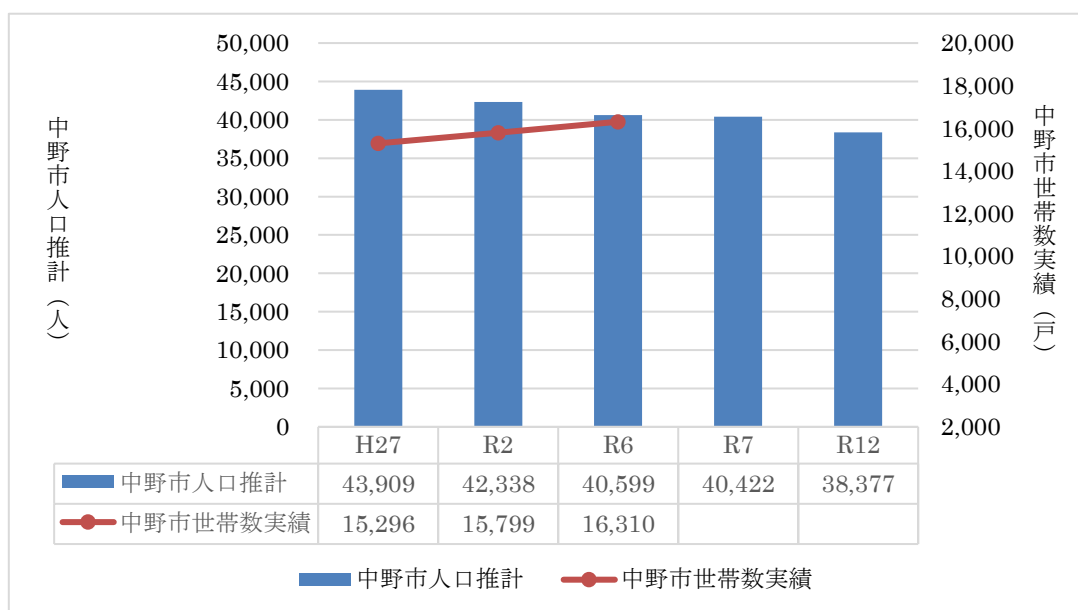


図2-2-1 中野市人口および世帯数実績の推計

2 廃棄物排出量の将来推計

廃棄物排出量の将来推計は次の点を考慮し、平成28年度から令和6年度までの傾向を基に行うこととします。

- ・人口は減少傾向であるが世帯数は増加している（排出自体は世帯ごとと考えられる）
- ・技術向上によるリサイクル品目の拡大が見込まれない
- ・資源物の減少傾向（電子媒体の発達による古紙排出量が減少等）
- ・令和元年東日本台風により受けた顕著な影響

(1) 行政搬入可燃ごみ排出量の将来推計

行政搬入可燃ごみの排出量は横ばい傾向でしたが、近年は減少傾向となっており、令和12年度には6,000 tまで減少すると見込まれます。

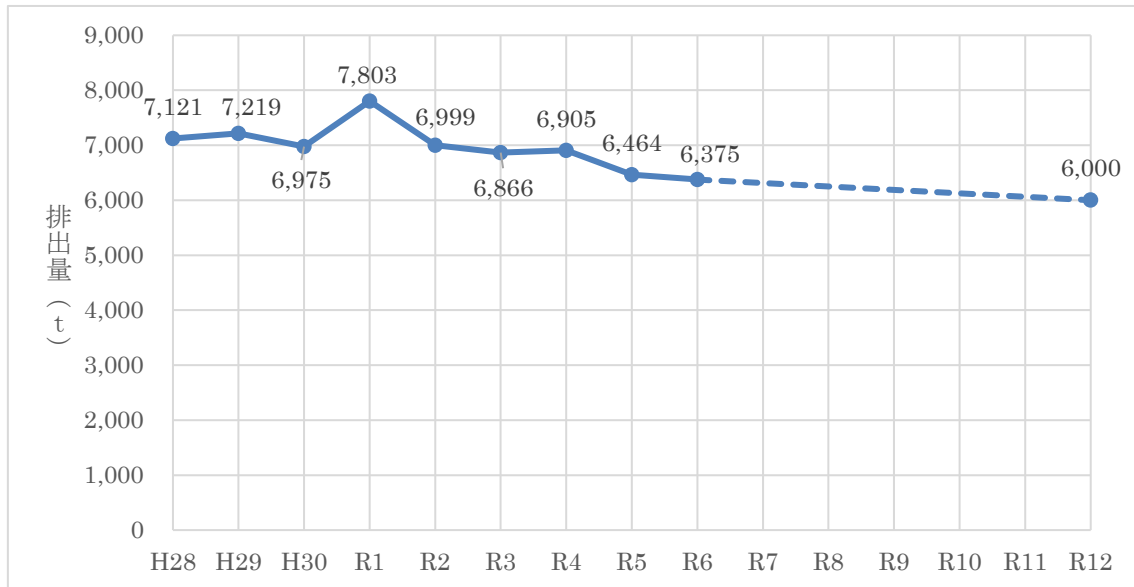


図2-2-2 行政搬入可燃ごみ排出量の将来推計

(2) 直接搬入可燃ごみ排出量の将来推計

直接搬入可燃ごみの排出量は行政搬入可燃ごみと同様に横ばい傾向が続いていましたが、令和6年度は減少し、令和12年度には3,529 tまで減少すると見込まれます。

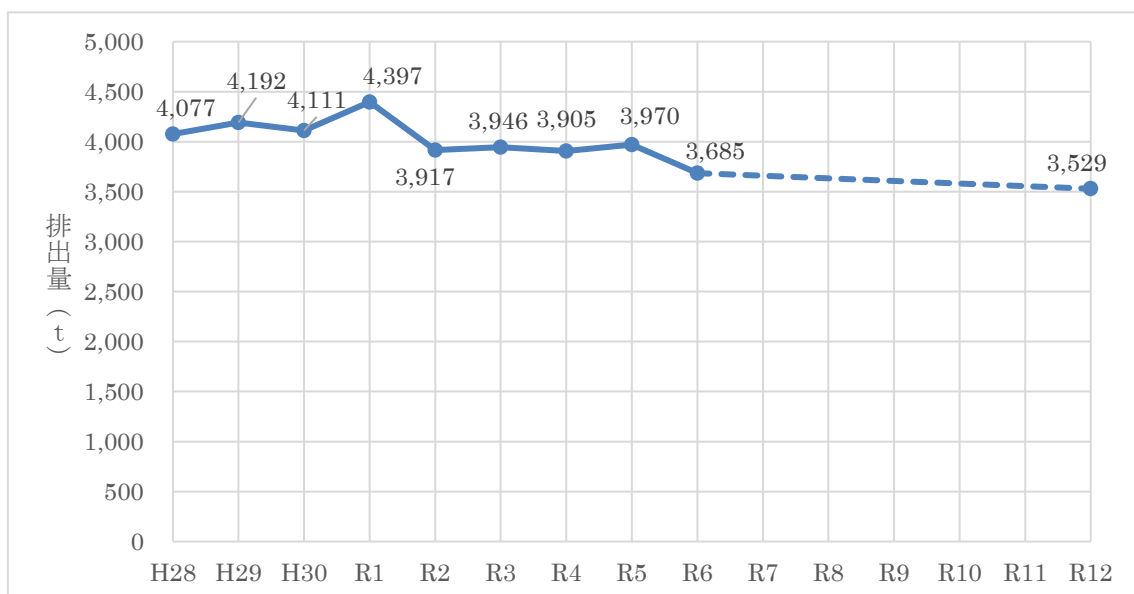


図 2-2-3 直接搬入可燃ごみ排出量の将来推計

(3) 埋立ごみ排出量の将来推計

埋立ごみの排出量は横ばいから減少傾向となっており、大きな減少は見込まれませんが、令和12年度には100 tになると見込まれます。

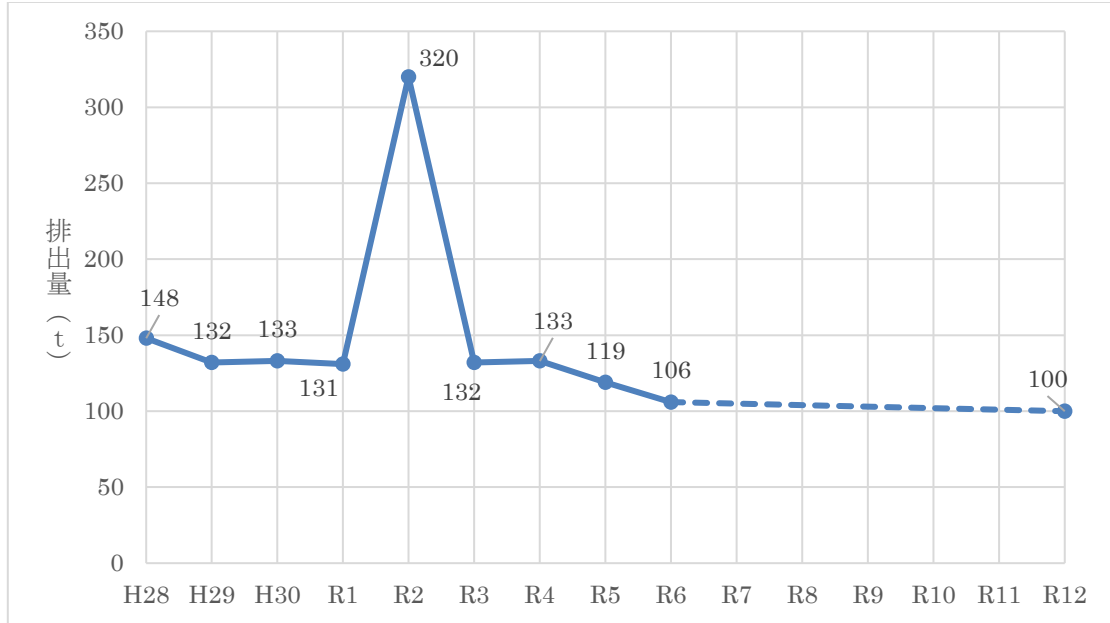


図2-2-4 埋立ごみ排出量の将来推計

(4) 資源物排出量の将来推計

資源物排出量については今後も減少を続け、令和12年度は622 tまで減少すると見込まれます。

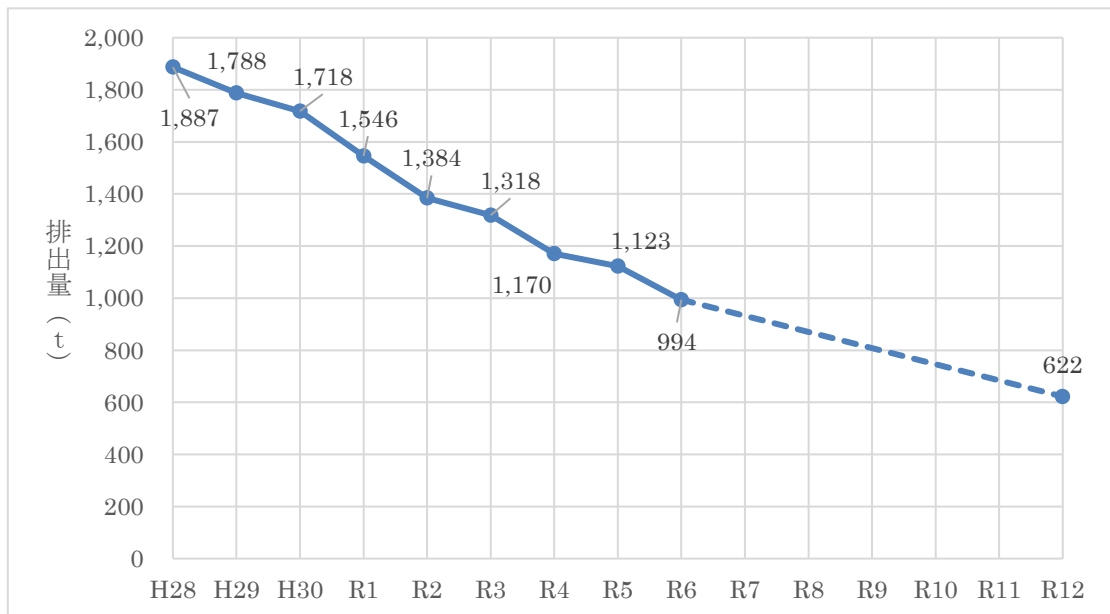


図2-2-5 資源物排出量の将来推計

(5) リサイクル率の将来推計

ごみの総排出量（可燃ごみ＋埋立ごみ＋資源ごみ）の推計と資源物排出量の推計からリサイクル率の推計を算出した結果、令和12年度には6.1%まで減少することが見込まれます。

なお、環境省の一般廃棄物処理実態調査における本市の1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向であり、令和12年度推計値は令和6年度から44g減少の見込みとなります。

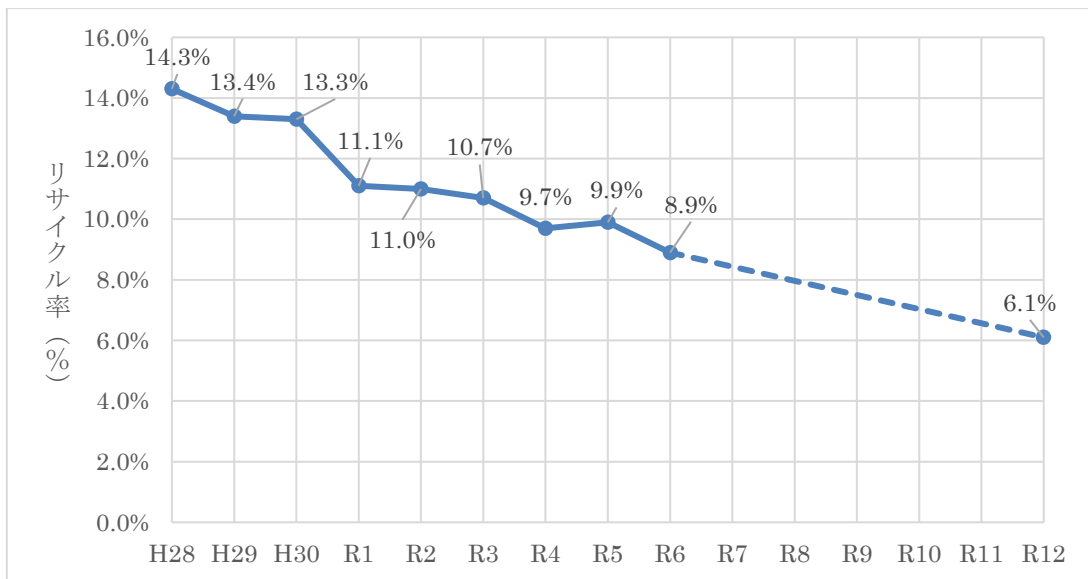


図2-2-6 リサイクル率の将来推計

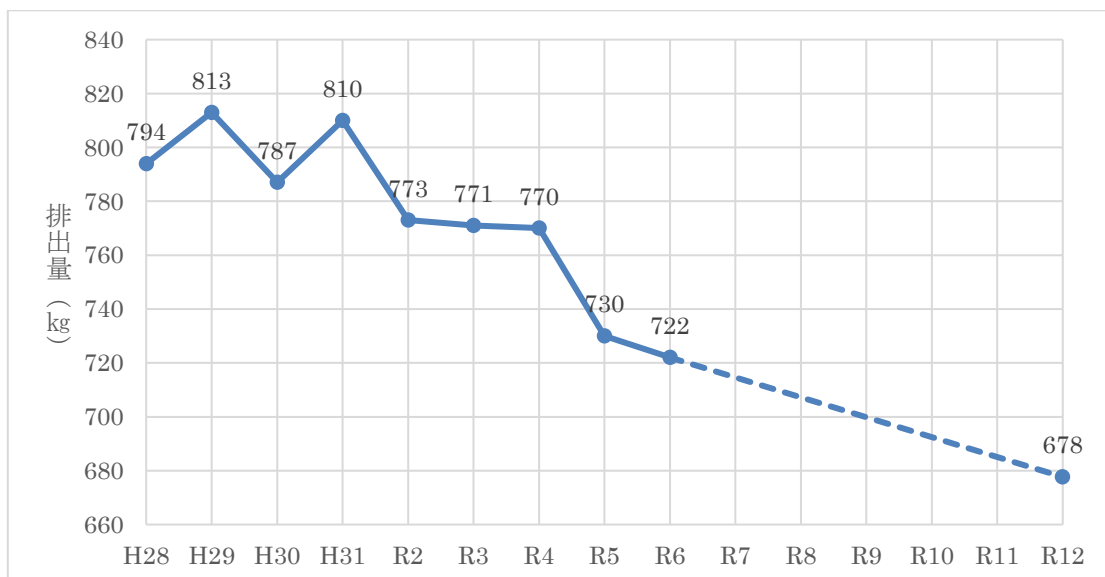


図2-2-7 1人1日当たりのごみ排出量の将来推計

3 数値目標設定について

(1) 計画目標の達成状況

計画目標と令和6年度実績との比較は表2-2-1のとおりです。

可燃ごみ及び埋立ごみにつきましては、環境意識の高まりや3Rへの取り組みが浸透してきたこともあり、すでに目標を達成している状況です。

一方で、資源物排出量及びリサイクル率につきましては目標達成が困難な状況です。その原因は資源物の中で大きな割合を占めていた古紙の排出量が大きく減少していることで、これはデジタル化の進展により新聞や雑誌等の発行が減少していることによるものと考えられます。

この結果から今回の見直しでは可燃ごみ及び埋立ごみの排出量については更なる削減に努め、資源物排出量及びリサイクル率は減少傾向の抑制を図ることとして新たに目標設定をします。

表2-2-1 計画目標と実績の比較

	R 1 実績値	R 6 実績値	R 12目標値※
行政搬入可燃ごみ	7,803 t	6,375 t	7,000 t
直接搬入可燃ごみ	4,397 t	3,685 t	4,000 t
埋立ごみ	131 t	106 t	110 t
資源物排出量	1,546 t	994 t	1,300 t
リサイクル率	11.14%	8.91%	10.48%

※令和3年改定時

(2) 可燃ごみ排出量目標値設定

行政搬入可燃ごみ排出量の令和12年度の推計値は6,000 tですが、排出量の削減の取組を進めることにより令和12年度目標値を5,800 tまで減少させる設定とします。

直接搬入可燃ごみ排出量の令和12年度の推計値は3,529 tですが、事業系一般廃棄物の削減の取組を行うことにより令和12年度目標値を3,400 tまで減少させる設定とします。

表2-2-2 可燃ごみ排出量の目標値

	H26実績	変化率	R 6 実績	変化率	R 12目標
行政搬入可燃ごみ	7,323 t	▲12.95%	6,375 t	—	—
将来推計値	—	—	—	▲5.88%	6,000 t
将来目標値	—	—	—	▲9.02%	5,800 t
直接搬入可燃ごみ	3,894 t	▲5.37%	3,685 t	—	—
将来推計値	—	—	—	▲4.23%	3,529 t
将来目標値	—	—	—	▲7.73%	3,400 t

(3) 埋立ごみ排出量目標値設定

埋立ごみ排出量の令和12年度の推計値は100 tですが、排出量の削減の取組を進めることにより、令和12年度目標値は95 tまで減少させる設定とします。

表2-2-3 埋立ごみ排出量の目標値

	H26実績	変化率	R 6 実績	変化率	R 12目標
埋立ごみ実績	122 t	▲13.11%	106 t	—	—
将来推計値	—	—	—	▲5.66%	100 t
将来目標値	—	—	—	▲10.38%	95 t

(4) 資源物排出量目標値設定

資源物排出量については実績及び令和12年度推計値とも減少傾向となっておりますが、大きな割合を占めている古紙の排出が減ったことが大きな要因であり、リサイクルそのものへの意識が低下しているものではないと考えます。また、その利便性から店頭回収などを利用する排出者も増えていると思われます。

資源物排出機会の拡大や分別啓発活動等の取組を進めることにより、減少率の軽減を図ることとして、令和12年度目標値を870 tと設定します。

2-2-4 資源物排出量の目標値

	H26実績	変化率	R 6 実績	変化率	R 12目標
資源物実績	2,383 t	▲58.29%	994 t	—	—
将来推計値	—	—	—	▲37.42%	622 t
将来目標値	—	—	—	▲12.47%	870 t

(5) リサイクル率目標値設定

資源物排出量の減少に伴いリサイクル率の令和12年度推計値も減少傾向となっておりますが、リサイクル率の向上は環境負荷の低減や循環型社会の実現にとって重要な指標となるものです。令和12年度までに8.56%の減少に抑制することとして目標設定します。

2-2-5 総排出量、リサイクル率の目標値

	H26実績	変化率	R 6 実績	変化率	R 12目標
総排出量	13,722 t	▲18.29%	11,160 t	—	—
将来推計値	—	—	—	▲8.15%	10,251 t
将来目標値	—	—	—	▲8.92%	10,165 t
リサイクル率	17.37%	▲48.76%	8.91%	—	—
将来推計値	—	—	—	▲31.87%	6.07%
将来目標値	—	—	—	▲3.93%	8.56%

第3節 目標達成に向けて

1 目標達成に向けた課題抽出

(1) 事業系一般廃棄物の現状把握

事業系一般廃棄物の可燃ごみについては、東山クリーンセンターで処分を行っていますが、資源物については事業者ごと許可業者へ委託等行うことによって処分を行っています。

市が把握できている事業系一般廃棄物の排出量は、東山クリーンセンターに事業者が搬入している可燃ごみのみであり、資源物については把握できていない状況にあります。

(2) 許可業者の管理

許可業者の管理は現状、中野市廃棄物の処理および清掃に関する条例に則り行っており、許可業者の廃棄物の取扱品目、処理量については許可申請時に廃棄物処理の計画書、報告書の提出によって把握していますが、詳細な年度ごとの処理量や取扱品目については把握できていないのが現状です。

(3) 適正な分別について

行政収集による分別に関する指導は、ごみ収集の際に分別が十分になされていないごみ（違反ごみ）の回収を行わないようにし、分別指導のシールの貼付や衛生自治会や市からの指導等を行っています。

市が毎年実施している可燃ごみの組成調査では、可燃ごみの中に資源ごみで排出可能なものが混入しており、調査結果については市公式ホームページに掲載し、市民に対する啓発を行っていますが、分別の徹底には至っていないのが現状です。

(4) 資源物の品目について

当市で収集を行っている資源物の品目数については、他市町村と差はなく、再資源化業者が新しく品目を設けてはいない状況であり、品目数の拡大はとても困難な状態であります。ただし、生ごみについては、技術的また収集方法の課題がありますが、再資源化を他市町村でも検討しており、当市においても平成24年度に試験的な回収を一部地域で行った経過があります。

2 目標達成のための施策

(1) 事業者の廃棄物処理状況調査

コンビニエンスストアやスーパーなどの事業者に対して、生ごみやびんなどの処理方法に関する調査を行い、事業者への積極的な指導をすることで、資源物排出を促し、可燃ごみとして出されている資源物の抽出を図ります。

(2) 許可業者の管理徹底

許可業者が収集しているごみと資源物について、詳細な取扱品目及び排出量について年度ごとに調査を行い、市による許可業者の管理を徹底し、許可業者のごみ分別率、再資源化率を促すとともに、市民へ許可業者利用の情報提供を行い、ごみ排出の利便性の向上を図ります。

(3) ごみ分別率調査の実施

無作為に選出したごみ集積所からサンプルをとり、分別率の調査を定期的に行い、市ホームページや市の広報誌等で市民への分別率公開及び調査における評価、考察を伝えることで、分別率向上の啓発活動また、今後の資源物収集における参考とします。

(4) 資源物収集の頻度拡大

資源物の収集品目の拡大を研究する一方、現状で収集を行っている資源物に対し、収集頻度の拡大を図ります。

(5) その他

上記の取組以外にも、分別啓発チラシの配布、生ごみ堆肥化機器等購入費補助金、資源物回収報奨金等の現在行っているごみ減量、再資源化策について行うこととし、ごみ減量化、再資源化策について中野市一般廃棄物処理実施計画に、年度ごとに計画していくこととします。

3 協働と役割

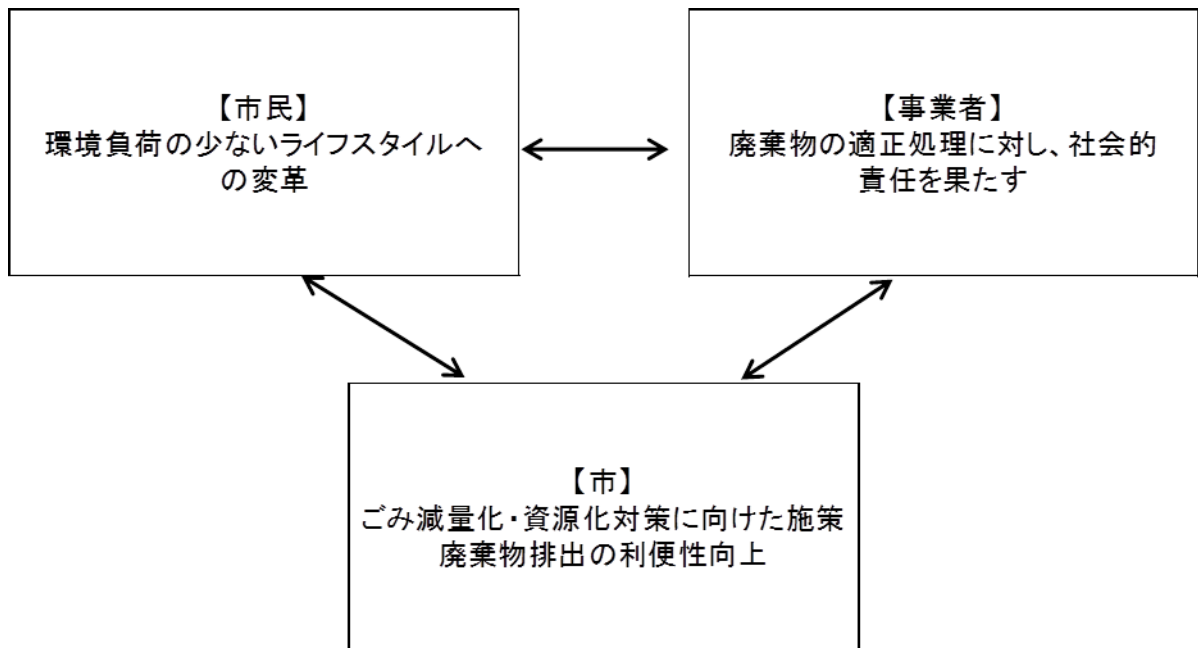


図2-3-1 協働と役割について

(1) 市民

持続可能な循環型社会の担い手であることを自覚し、より環境負荷の少ないライフスタイル（例：ごみ分別徹底、生ごみの水切り習慣によるごみ減量）への変革を果たします。

(2) 事業者

事業に伴って生じた廃棄物の排出者であることを自覚し、廃棄物の適正処理に主導的な役割を果たすなどの社会的責任を果たす。

また、拡大生産責任を踏まえ、資源物の適正な循環的利用や処分、消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などに努めます。

(3) 市

自らも事業者として分別を徹底することはもちろんのこと、持続可能な循環型社会の実現に向かい、ごみ減量化・再資源化の施策を率先して行うことに努め、市民や事業者に対しても、廃棄物排出の利便性向上に努めます。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1 対象地域

市町村名	中野市
面積	112.18km ²
人口	41,934人（令和7年3月31日現在）

※市住民基本台帳の数値

2 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

3 基本的な方向

本市の生活排水処理の基本は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設であり、令和6年度末時点で人口の約85.5%^{*}程度が接続されています。また合併処理浄化槽での処理は約3.8%^{*}程度となっています。しかしながら、残る11%^{*}程度は、依然として汲み取りや単独処理浄化槽で対応している状況であり、家庭からの生活排水に起因する河川の水質汚濁がみられることから、生活排水処理の推進が急務の課題となっています。

このようなことから、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設の整備と接続の促進を進めていく一方、集合処理区域外では合併処理浄化槽による生活排水処理についても促進を図り、併せて快適な生活環境の実現と河川の水質向上を目指すものとします。

※各割合については、表3の現状値より算出

第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

1 生活排水の処理と現状

本市における生活排水の排出状況の推移は、表1のとおりであり、令和6年度末において、計画処理区域内人口41,934人のうち、37,414人については生活排水の適正処理がなされています。

公共下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を担う極めて重要な都市施設です。本市は、下水道事業に先進的な取り組みをしており、昭和49年度に公共下水道基本計画として整備計画を策定して以来、昭和60年11月に一部供用開始をし、整備事業を進めています。

令和6年度末での整備済面積は790.55ha^{*}で、計画処理区域面積に対する整備率

は82.2%*となっている。また、事業の効率化を図るため供用開始地域内の水洗化の推進を図っています。

特定環境保全公共下水道では、牧ノ入処理区が平成6年度、高丘処理区及び竹原処理区が平成11年度にそれぞれ一部供用開始をし、上今井処理区は平成15年度に供用開始をしています。

また、令和4年度にこれまで農業集落排水事業地区であった草間地区を高丘処理区に統合しました。

農業集落排水事業では、長丘、毛野川、平岡、永江、科野、豊田、大俣、倭各集落排水処理場において既に農業集落排水事業として完了しており、市内の8処理区すべてで利用可能となっています。

上記の集合型処理施設の他に、個別に設置して汚水を処理するシステムとして浄化槽があります。浄化槽は、中山間地域等の人口散在地域において、効率的な汚水処理システムです。

浄化槽には、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽があり、令和6年度末現在で合併処理浄化槽は740基、単独処理浄化槽は98基が設置されています。単独処理浄化槽は生活雑排水が処理されず、また、し尿処理性能が合併処理浄化槽より劣ることから、現在は浄化槽の新設については、合併処理浄化槽のみとしています。

その他に、生活雑排水を簡易に処理する施設として、簡易雑排水処理浄化槽がある。

※令和6年度中野市事業実績並びに主要成果説明書による値

表1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画処理区域内人口	43,772	43,245	42,800	42,415	41,934
水洗化・生活雑排水処理人口	38,977	38,600	38,325	37,972	37,414
下水道	27,195	27,024	27,422	27,321	29,239
農業集落排水施設	9,877	9,775	9,222	9,042	6,595
合併処理浄化槽	1,905	1,801	1,661	1,609	1,580
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	214	189	163	153	148
非水洗化人口	4,581	4,456	4,312	4,290	4,372
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び雑排水	中野市
農業集落排水施設	し尿及び雑排水	中野市
合併処理浄化槽	し尿及び雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
簡易雑排水処理浄化槽	雑排水	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中野市

2 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表3 生活排水の処理に関する現状と目標

	現状（令和6年度末）	目標（令和12年度末） ^{※2}
生活排水処理率 ^{※1}	89.2 %	91.6%
行政区域内人口	41,934 人	38,377人
計画処理区域内人口	41,934 人	38,377人
水洗化・生活排水処理人口	37,414 人	35,160人

	現状（令和6年度末）	目標（令和12年度末） ^{※3}
計画処理区域内人口	41,934 人	38,377人
水洗化・生活排水処理人口	37,414 人	35,160人
下水道	29,239 人	27,695人
農業集落排水施設	6,595 人	5,926人
合併処理浄化槽	1,580 人	1,539人
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	148 人	0人
非水洗化人口 ^{※3}	4,372 人	3,217人
計画処理区域外人口	0人	0人

※1 水洗化・生活排水処理人口/行政区域内人口により算出

※2 行政区域内人口より水洗化・生活排水処理人口及び単独処理浄化槽人口を差し引いて算出

※3 中野市総合計画における人口計画及び水循環・資源循環の道2022構想を参照し算出

第3節 施策の内容

1 生活排水対策

生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置の普及・啓発をするとともに、対象の地域への合併処理浄化槽設置者に対し、特定の要件のもと補助金を交付します。

2 処理体制

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

3 処理施設等の整備

合併処理浄化槽の整備については、表4のとおり行います。

表4 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数 (基) (令和6年度)	整備計画基数 (基) ※	整備計画人口 (人) ※	事業期間
浄化槽設置整備事業	163	15	45	令和8年～12年度

※整備基数は年間3基、整備人口は1基当たり3人（令和7年3月31日時点の1世帯当たりの人口の平均）として算出

第4節 計画のフォローアップと事後評価

1 計画のフォローアップ

中野市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、長野県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

2 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の成果を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。